

**令和4年第4回泉南市議会定例会議案補助資料
新旧対照表**

資料一覧表

(令和4年12月7日提出)

議案		件名	ページ
種類	番号		
議案	6	泉南市議会議員及び泉南市長の選挙における選挙運動用自動車の使用の公営に関する条例等の一部を改正する条例の制定について	5
議案	7	泉南市事務分掌条例の一部を改正する条例の制定について	7
議案	10	個人情報の保護に関する法律の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について	11
議案	12	職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	19
議案	13	一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について	27
議案	14	職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例の制定について	33
議案	15	地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について	45

議案第6号補助資料 泉南市議会議員及び泉南市長の選挙における選挙運動用自動車の使用の公営に関する条例等の一部を改正する条例新旧対照表

第1条 泉南市議会議員及び泉南市長の選挙における選挙運動用自動車の使用の公営に関する条例新旧対照表

改正前	改正後
<p>(公費の支払)</p> <p>第4条 泉南市は、候補者（前条の届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方である一般乗用旅客自動車運送事業者その他の者（以下「一般乗用旅客自動車運送事業者等」という。）に支払うべき金額のうち、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める金額を、第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該一般乗用旅客自動車運送事業者等からの請求に基づき、当該一般乗用旅客自動車運送事業者等に対し支払う。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 当該契約が一般運送契約以外の契約である場合 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める金額</p> <p>ア 当該契約が選挙運動用自動車の借入契約（以下「自動車借入契約」という。）である場合 当該選挙運動用自動車（同一の日において自動車借入契約により2台以上の選挙運動用自動車を使用される場合には、当該候補者が指定するいずれか1台の選挙運動用自動車に限る。）のそれぞれにつき、選挙運動用自動車として使用された各日についてその使用に対し支払うべき金額（当該金額が<u>15,800円</u>を超える場合には、<u>15,800円</u>）の合計金額</p> <p>イ 当該契約が選挙運動用自動車の燃料の供給に関する契約である場合 当該契約に基づき当該選挙運動用自動車に供給した燃料の代金（当該選挙運動用自動車（これに代わり使用される他の選挙運動用自動車を含む。）が既に前条の届出に係る契約に基づき供給を受けた燃料の代金と合算して、<u>7,560円</u>に当該候補者につき法第86条の4第1項、第2項、第5項、第6項又は第8項の規定による候補者の届出のあった日から当該選挙の期日の前日までの日数を乗じて得た金額に達するまでの部分の金額であることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。）</p> <p>ウ (略)</p>	<p>(公費の支払)</p> <p>第4条 泉南市は、候補者（前条の届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方である一般乗用旅客自動車運送事業者その他の者（以下「一般乗用旅客自動車運送事業者等」という。）に支払うべき金額のうち、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める金額を、第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該一般乗用旅客自動車運送事業者等からの請求に基づき、当該一般乗用旅客自動車運送事業者等に対し支払う。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 当該契約が一般運送契約以外の契約である場合 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める金額</p> <p>ア 当該契約が選挙運動用自動車の借入契約（以下「自動車借入契約」という。）である場合 当該選挙運動用自動車（同一の日において自動車借入契約により2台以上の選挙運動用自動車を使用される場合には、当該候補者が指定するいずれか1台の選挙運動用自動車に限る。）のそれぞれにつき、選挙運動用自動車として使用された各日についてその使用に対し支払うべき金額（当該金額が<u>16,100円</u>を超える場合には、<u>16,100円</u>）の合計金額</p> <p>イ 当該契約が選挙運動用自動車の燃料の供給に関する契約である場合 当該契約に基づき当該選挙運動用自動車に供給した燃料の代金（当該選挙運動用自動車（これに代わり使用される他の選挙運動用自動車を含む。）が既に前条の届出に係る契約に基づき供給を受けた燃料の代金と合算して、<u>7,700円</u>に当該候補者につき法第86条の4第1項、第2項、第5項、第6項又は第8項の規定による候補者の届出のあった日から当該選挙の期日の前日までの日数を乗じて得た金額に達するまでの部分の金額であることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。）</p> <p>ウ (略)</p>

第2条 泉南市議会議員及び泉南市長の選挙における選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例新旧対照表

改正前	改正後
<p>(公費の支払)</p> <p>第4条 泉南市は、候補者（前条の届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるポスターの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ポスターの1枚当たりの作成単価（当該作成単価が、<u>525円6銭</u>に当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場の数を乗じて得た金額に<u>310,500円</u>を加えた金額を当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場の数で除して得た金額（1円未満の端数がある場合には、その端数は、1円とする。以下「単価の限度額」という。）を超える場合には、当該単価の限度額）に当該選挙運動用ポスターの作成枚数（当該候補者を通じて当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場の数に相当する数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限り。）を乗じて得た金額を、第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ポスターの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ポスターの作成を業とする者に対し支払う。</p>	<p>(公費の支払)</p> <p>第4条 泉南市は、候補者（前条の届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるポスターの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ポスターの1枚当たりの作成単価（当該作成単価が、<u>541円31銭</u>に当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場の数を乗じて得た金額に<u>316,250円</u>を加えた金額を当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場の数で除して得た金額（1円未満の端数がある場合には、その端数は、1円とする。以下「単価の限度額」という。）を超える場合には、当該単価の限度額）に当該選挙運動用ポスターの作成枚数（当該候補者を通じて当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場の数に相当する数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限り。）を乗じて得た金額を、第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ポスターの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ポスターの作成を業とする者に対し支払う。</p>

第3条 泉南市議会議員及び泉南市長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公費負担に関する条例新旧対照表

改正前	改正後
<p>(公費負担の限度額)</p> <p>第5条 第2条の規定による公費負担の限度額は、候補者1人について、<u>7円51銭</u>に選挙運動用ビラの作成枚数（当該作成枚数が法第142条第1項第6号に定める枚数を超える場合には、同号に定める枚数）を乗じて得た額とする。</p>	<p>(公費負担の限度額)</p> <p>第5条 第2条の規定による公費負担の限度額は、候補者1人について、<u>7円73銭</u>に選挙運動用ビラの作成枚数（当該作成枚数が法第142条第1項第6号に定める枚数を超える場合には、同号に定める枚数）を乗じて得た額とする。</p>

議案第7号補助資料 泉南市事務分掌条例新旧対照表

改正前	改正後
<p>(部の設置)</p> <p>第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第158条第1項の規定により市長の権限に属する事務を分掌させるため、次の部を設ける。</p> <p>(1) 総合政策部</p> <p>(2)～(6) (略)</p> <p>(事務分掌)</p> <p>第2条 前条に規定する各部における事務分掌は、次のとおりとする。</p> <p><u>総合政策部</u></p> <p>(1) <u>秘書に関すること。</u></p> <p>(2) <u>人事及び給与に関すること。</u></p> <p>(3) <u>市政の企画及び総合調整に関すること。</u></p> <p>(4) <u>防災及び危機管理の総合施策に関すること。</u></p> <p>(5) <u>広報及び広聴に関すること。</u></p> <p>(6) <u>人権の総合施策に関すること。</u></p> <p>(7) <u>男女平等参画施策に関すること。</u></p> <p><u>総務部</u></p> <p>(1) <u>議会及び法規に関すること。</u></p> <p>(2) <u>文書及び統計に関すること。</u></p> <p>(3) <u>庁舎及び情報管理に関すること。</u></p> <p>(4) <u>財政に関すること。</u></p> <p>(5) <u>工事に関する契約及び検査並びに用度に関すること。</u></p> <p>(6) <u>市税の賦課及び徴収に関すること。</u></p> <p>(7) <u>他の部の所管に属しないこと。</u></p> <p><u>市民生活環境部</u></p> <p>(1) <u>戸籍及び住民基本台帳に関すること。</u></p>	<p>(部の設置)</p> <p>第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第158条第1項の規定により市長の権限に属する事務を分掌させるため、次の部を設ける。</p> <p>(1) <u>行政経営部</u></p> <p>(2)～(6) (略)</p> <p>(事務分掌)</p> <p>第2条 前条に規定する各部における事務分掌は、次のとおりとする。</p> <p>(1) <u>行政経営部</u></p> <p>ア <u>秘書に関すること。</u></p> <p>イ <u>人事及び給与に関すること。</u></p> <p>ウ <u>市政の企画及び総合調整に関すること。</u></p> <p>エ <u>防災及び危機管理の総合施策に関すること。</u></p> <p>オ <u>広聴に関すること。</u></p> <p>カ <u>人権の総合施策に関すること。</u></p> <p>キ <u>男女平等参画施策に関すること。</u></p> <p>ク <u>デジタル化の推進に関すること。</u></p> <p>(2) <u>総務部</u></p> <p>ア <u>議会及び法規に関すること。</u></p> <p>イ <u>文書及び統計に関すること。</u></p> <p>ウ <u>庁舎及び情報管理に関すること。</u></p> <p>エ <u>財産の取得、管理、処分に関すること。</u></p> <p>オ <u>財政に関すること。</u></p> <p>カ <u>行財政改革に関すること。</u></p> <p>キ <u>工事に関する契約及び検査並びに用度に関すること。</u></p> <p>ク <u>市税の賦課及び徴収に関すること。</u></p> <p>ケ <u>他の部の所管に属しないこと。</u></p> <p>(3) <u>市民生活環境部</u></p> <p>ア <u>戸籍及び住民基本台帳に関すること。</u></p>

改正前	改正後
<p>(2) <u>環境衛生に関すること。</u></p> <p>(3) <u>交通及び公害に関すること。</u></p> <p>(4) <u>清掃に関すること。</u></p> <p>(5) <u>産業及び観光に関すること。</u></p> <p>(6) <u>地域振興に関すること。</u></p> <p>福祉保険部</p> <p>(1) <u>社会福祉に関すること。</u></p> <p>(2) <u>国民健康保険に関すること。</u></p> <p>(3) <u>介護保険に関すること。</u></p> <p>(4) <u>国民年金に関すること。</u></p> <p>健康子ども部</p> <p>(1) <u>保健衛生に関すること。</u></p> <p>(2) <u>児童の福祉及び育成に関すること。</u></p> <p>都市整備部</p> <p>(1) <u>道路及び橋りょうに関すること。</u></p> <p>(2) <u>建築に関すること。</u></p> <p>(3) <u>都市計画、公園及び土地利用計画に関すること。</u></p> <p>(4) <u>下水道及び河川に関すること。</u></p>	<p>イ <u>環境衛生に関すること。</u></p> <p>ウ <u>交通及び公害に関すること。</u></p> <p>エ <u>清掃に関すること。</u></p> <p>オ <u>産業に関すること。</u></p> <p>カ <u>地域振興に関すること。</u></p> <p>(4) 福祉保険部</p> <p>ア <u>社会福祉に関すること。</u></p> <p>イ <u>国民健康保険に関すること。</u></p> <p>ウ <u>介護保険に関すること。</u></p> <p>エ <u>国民年金に関すること。</u></p> <p>(5) 健康子ども部</p> <p>ア <u>保健衛生に関すること。</u></p> <p>イ <u>児童の福祉及び育成に関すること。</u></p> <p>(6) 都市整備部</p> <p>ア <u>道路及び橋りょうに関すること。</u></p> <p>イ <u>建築に関すること。</u></p> <p>ウ <u>都市計画、公園及び土地利用計画に関すること。</u></p> <p>エ <u>下水道及び河川に関すること。</u></p>

泉南市議会委員会条例新旧対照表

改正前	改正後
<p>(常任委員の所属、常任委員会の名称、委員定数及びその所管)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 常任委員会の名称、委員の定数及び所管は、次のとおりとする。</p> <p>総務産業常任委員会 7人</p> <p>(1) <u>総合政策部の所管に属する事項</u></p> <p>(2) <u>総務部の所管に属する事項</u></p> <p>(3) <u>行革・財産活用室の所管に属する事項</u></p> <p>(4) <u>都市整備部の所管に属する事項</u></p> <p>(5) <u>会計課の所管に属する事項</u></p>	<p>(常任委員の所属、常任委員会の名称、委員定数及びその所管)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 常任委員会の名称、委員の定数及び所管は、次のとおりとする。</p> <p>総務産業常任委員会 7人</p> <p>(1) <u>行政経営部の所管に属する事項</u></p> <p>(2) <u>総務部の所管に属する事項</u></p> <p>(3) <u>行革・財産活用室の所管に属する事項</u></p> <p>(4) <u>都市整備部の所管に属する事項</u></p> <p>(5) <u>会計課の所管に属する事項</u></p>

改正前	改正後
<p>(6) 選挙管理委員会の所管に属する事項 (7) 他の委員会の所管に属さない事項 厚生文教常任委員会 8人</p> <p>(1) 市民生活環境部の所管に属する事項 (2) 福祉保険部の所管に属する事項 (3) 健康子ども部の所管に属する事項 (4) 教育委員会の所管に属する事項 (5) 農業委員会の所管に属する事項</p>	<p>(6) 選挙管理委員会の所管に属する事項 (7) 他の委員会の所管に属さない事項 厚生文教常任委員会 8人</p> <p>(1) 市民生活環境部の所管に属する事項 (2) 福祉保険部の所管に属する事項 (3) 健康子ども部の所管に属する事項 (4) 教育委員会の所管に属する事項 (5) 農業委員会の所管に属する事項</p>

議案第10号補助資料 個人情報保護に関する法律の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例新旧対照表

第2条 泉南市情報公開条例新旧対照表

改正前	改正後
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 情報 実施機関が職務上作成し、又は取得した文書、<u>図画及び写真（磁気テープその他これに類するものから出力し、又は採録したもの及びマイクロフィルムを含む。）</u>であって、<u>実施機関において決裁又は供覧の手續が完了し、現に実施機関が管理しているもの</u>（以下「公文書」という。）に記録されたものをいう。</p> <p>(3) (略)</p> <p>(公開の請求手續)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>(公開の請求に対する決定等)</p> <p>第7条 <u>実施機関は、前条の規定による請求書の提出があつた日の翌日から起算して14日以内に当該請求者に対し、情報を公開するかどうかの決定を行わなければならない。</u></p> <p>2 実施機関は、前項に規定する期間内に同項の決定を行うことができないことにつき正当な理由があるときは、<u>当該決定を延期して行うことができる。</u>この場合において、実施機関は、速やかに、当該延期の理由及び決定を行うことができる時期を当該請求者に書面により通知しなければならない。</p> <p>3・4 (略)</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 情報 実施機関が職務上作成し、又は取得した文書、<u>図画及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）</u>であって、<u>当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているもの</u>（以下「公文書」という。）に記録されたものをいう。</p> <p>(3) (略)</p> <p>(公開の請求手續)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2 <u>実施機関は、前項の請求書に形式上の不備があると認めるときは、請求者に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、実施機関は、請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。</u></p> <p>(公開の請求に対する決定等)</p> <p>第7条 <u>実施機関は、前条の規定による請求があつたときは、当該請求を受理した日から30日以内に当該請求者に対し、情報を公開するかどうかの決定を行わなければならない。ただし、請求書の補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。</u></p> <p>2 実施機関は、前項に規定する期間内に同項の決定を行うことができないことにつき正当な理由があるときは、<u>その期間を30日以内に限り延長することができる。</u>この場合において、実施機関は、速やかに、当該延長の理由及び決定を行うことができる時期を当該請求者に書面により通知しなければならない。</p> <p>3・4 (略)</p>

改正前	改正後
<p>5 請求者は、第1項に規定する期間（第2項の規定により当該期間が<u>延期</u>された場合にあつては、当該<u>延期後の期間</u>）内に実施機関が第1項の決定を行わないときは、当該情報について公開をしない旨の決定があつたものとみなすことができる。</p> <p>（公開の方法）</p> <p>第8条 実施機関は、<u>前条第1項の規定により情報を公開することの決定を行ったときは、速やかに、請求者に対して当該情報を公開しなければならない。</u></p> <p>2・3 （略）</p> <p><u>（公開してはならない情報）</u></p> <p>第9条 実施機関は、次の各号のいずれかに該当する情報については、<u>公開をしてはならない。</u></p> <p><u>（1） 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）</u> <u>であつて、特定の個人が識別され、又は他の情報と照合することにより識別され得るもの。ただし、次に掲げる情報を除く。</u></p> <p>ア <u>法令若しくは条例等（以下「法令等」という。）の規定により又は慣行として公にされている情報</u></p> <p>イ <u>公表することを目的として作成し、又は取得した情報</u></p> <p>ウ <u>氏名その他特定の個人が識別され得る情報の部分を除くことにより公開しても、この号により保護される個人の利益が害されるおそれがないと認められる情報</u></p> <p>エ <u>公務員の職務の遂行に係る情報に含まれる当該公務員の職に関する情報</u></p>	<p>5 請求者は、第1項に規定する期間（第2項の規定により当該期間が<u>延長</u>された場合にあつては、当該<u>延長後の期間</u>）内に実施機関が第1項の決定を行わないときは、当該情報について公開をしない旨の決定があつたものとみなすことができる。</p> <p><u>（決定の期限の特例）</u></p> <p>第8条 <u>公開の請求に係る情報が著しく大量であるため、請求を受理した日から60日以内にその全てについて公開するかどうかの決定をすることにより、事務の遂行に著しい支障が生ずると認められる場合には、実施機関は、当該請求に係る情報のうちの相当の部分につき当該期間内に公開するかどうかの決定をし、残りの情報については相当の期間内にこの決定をすれば足りる。この場合において、実施機関は、前条第1項に規定する期間内に、同条第2項後段の規定の例により、請求者に通知しなければならない。</u></p> <p>（公開の方法）</p> <p>第9条 実施機関は、<u>第7条第1項の規定により情報を公開することの決定を行ったときは、速やかに、請求者に対して当該情報を公開しなければならない。</u></p> <p>2・3 （略）</p>

改正前	改正後
<p><u>オ 人の生命、身体、健康、財産又は生活を保護するため、公開することがより必要であると認められる情報</u></p> <p>(2) <u>法令等の規定により公開することができないとされている情報</u></p> <p>(3) <u>公開することにより、人の生命、身体、財産等の保護その他の公共安全確保に支障が生じるおそれ又は不当な差別による人権侵害を生ずるおそれがある情報</u></p> <p>(公開しないことができる情報)</p> <p>第10条 実施機関は、次の各号のいずれかに該当する情報については、公開しないことができる。</p> <p>(1) <u>国、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。）、地方公共団体及び地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。）（以下「国等」と総称する。）と協力して行う事務事業又は国等から依頼若しくは協議等を受けた事務事業に関して作成し、若しくは取得した情報であって、公開することにより、国等との信頼関係又は協力関係を著しく損なうと認められるもの</u></p> <p>(2) 法人その他の団体（<u>国等を除く</u>。以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報のうち、公開することにより、当該法人等又は当該個人の正当な事業活動に著しい不利益を与えると認められるもの。ただし、人の生命、身体、健康、財産又は生活を保護するため、公開することがより必要であると認められる情報を除く。</p>	<p>(公開しないことができる情報)</p> <p>第10条 実施機関は、次の各号のいずれかに該当する情報については、公開しないことができる。</p> <p>(1) <u>個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項をいう。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。</u></p> <p><u>ア 法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報</u></p> <p><u>イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報</u></p> <p><u>ウ 当該個人が公務員等（行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）第5条第1号ハに規定する公務員等をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分</u></p> <p>(2) 法人その他の団体（<u>国、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。）、地方公共団体及び地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。）（以下「国等」という。）を除く</u>。以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報のうち、公開すること</p>

改正前	改正後
<p>(3) <u>市の機関内部若しくは市の機関相互又は市の機関と国等の機関との間における調査、研究、検討、企画、審議、協議等</u>に関する情報であって、公開することにより、公平かつ円滑な意思形成に著しい支障を及ぼすと認められるもの</p> <p>(4) <u>市の機関又は国等の機関が行う取締り、立入検査、試験、入札、交渉、渉外、争訟等</u>に関する情報であって、公開することにより、<u>当該事務事業若しくは将来の同種の事務事業の公正かつ適切な執行に著しい支障をきたすと認められるもの又はこれらの事務事業の目的が達成できなくなると認められるもの</u></p> <p>(5) (略)</p> <p>(情報の一部公開等)</p> <p>第11条 実施機関は、公開の請求に係る情報が記録された公文書に<u>第9条各号又は前条各号のいずれかに該当することにより公開しないこととした情報</u>（以下</p>	<p>により、当該法人等又は当該個人の正当な事業活動に著しい不利益を与える と認められるもの。ただし、人の生命、身体、健康、財産又は生活を保護す るため、公開することがより必要であると認められる情報を除く。</p> <p>(3) <u>実施機関内部若しくは実施機関相互又は実施機関と国等の機関との間における審議、検討又は協議</u>に関する情報であって、公開することにより、公平かつ円滑な意思形成に著しい支障を及ぼすと認められるもの</p> <p>(4) <u>実施機関又は国等の機関が行う事務又は事業に関する情報</u>であって、公開することにより、<u>次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの</u></p> <p>ア <u>公開することにより、国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれ</u></p> <p>イ <u>公開することにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれ</u></p> <p>ウ <u>監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ</u></p> <p>エ <u>契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、市又は国等の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ</u></p> <p>オ <u>調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ</u></p> <p>カ <u>人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ</u></p> <p>キ <u>市又は国等が経営する企業に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ</u></p> <p>(5) (略)</p> <p>(情報の一部公開等)</p> <p>第11条 実施機関は、公開の請求に係る情報が記録された公文書に前条各号のいずれかに該当することにより公開しないこととした情報（以下「非公開情報」</p>

改正前	改正後
<p>「非公開情報」という。)とそれ以外の情報が併せて記録されている場合において、当該部分を容易かつ合理的に分離することができ、当該分離により当該請求の趣旨が損なわれることがないと認められるときは、当該公開しないこととした部分を除いて公開しなければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>(救済手続)</p> <p>第16条 第7条第1項の決定又は公開請求に係る不作為について行政不服審査法(平成26年法律第68号)の規定に基づく審査請求があった場合は、当該審査請求に係る審査庁は、当該審査請求を不適法であることを理由として却下するときを除き、遅滞なく、<u>泉南市情報公開・個人情報保護審査会条例(平成11年泉南市条例第19号)第1条</u>に規定する泉南市情報公開・個人情報保護審査会に諮問し、その答申を尊重して、当該審査請求について裁決を行わなければならない。</p> <p>2・3 (略)</p>	<p>という。)とそれ以外の情報が併せて記録されている場合において、当該部分を容易かつ合理的に分離することができ、当該分離により当該請求の趣旨が損なわれることがないと認められるときは、当該公開しないこととした部分を除いて公開しなければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>(救済手続)</p> <p>第16条 第7条第1項の決定又は公開請求に係る不作為について行政不服審査法(平成26年法律第68号)の規定に基づく審査請求があった場合は、当該審査請求に係る審査庁は、当該審査請求を不適法であることを理由として却下するときを除き、遅滞なく、<u>泉南市情報公開・個人情報保護審査会条例(令和4年泉南市条例第 号)第2条</u>に規定する泉南市情報公開・個人情報保護審査会に諮問し、その答申を尊重して、当該審査請求について裁決を行わなければならない。</p> <p>2・3 (略)</p>

第3条 泉南市個人番号の利用に関する条例新旧対照表

改正前	改正後												
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において使用する用語の意義は、<u>番号法及び泉南市個人情報保護条例(平成19年泉南市条例第3号)</u>において使用する用語の例による。</p> <p>別表第1(第4条関係)</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">機関</th> <th>事務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td>4 市長</td> <td>児童手当法による児童手当又は特例給付の支給に関する事務であって規則で定めるもの</td> </tr> </tbody> </table>	機関	事務	(略)		4 市長	児童手当法による児童手当又は特例給付の支給に関する事務であって規則で定めるもの	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において使用する用語の意義は、番号法において使用する用語の例による。</p> <p>別表第1(第4条関係)</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">機関</th> <th>事務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td>4 市長</td> <td>児童手当法(<u>昭和46年法律第73号</u>)による児童手当又は特例給付の支給に関する事務であって規則で定めるもの</td> </tr> </tbody> </table>	機関	事務	(略)		4 市長	児童手当法(<u>昭和46年法律第73号</u>)による児童手当又は特例給付の支給に関する事務であって規則で定めるもの
機関	事務												
(略)													
4 市長	児童手当法による児童手当又は特例給付の支給に関する事務であって規則で定めるもの												
機関	事務												
(略)													
4 市長	児童手当法(<u>昭和46年法律第73号</u>)による児童手当又は特例給付の支給に関する事務であって規則で定めるもの												

改正前		改正後	
5 市長	児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの	5 市長	児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）による児童扶養手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの
(略)		(略)	
7 市長	介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	7 市長	介護保険法（平成9年法律第123号）による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であって規則で定めるもの
8 市長	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって規則で定めるもの	8 市長	地方税法（昭和25年法律第226号）その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって規則で定めるもの
9 市長	災害対策基本法に基づく避難行動要支援者名簿作成に関する事務であって規則で定めるもの	9 市長	災害対策基本法（昭和36年法律第223号）に基づく避難行動要支援者名簿作成に関する事務であって規則で定めるもの

第4条 報酬及び費用弁償条例新旧対照表

改正前		改正後	
別表（第1条関係）		別表（第1条関係）	
(略)		(略)	
情報公開・個人情報保護審査会委員	日額 7,500円	情報公開・個人情報保護審査会委員	日額 7,500円
情報公開・個人情報保護制度運営審議会委員	日額 7,500円		
いじめ再調査委員会委員	会議に出席する場合	会議に出席する場合	日額 11,000円
	調査、調査により収集した情報の検証、報告書の作成等を行う場合	調査、調査により収集した情報の検証、報告書の作成等を行う場合	時間額 11,000円
(略)		(略)	

第5条 泉南市債権管理条例新旧対照表

改正前	改正後
<p>(個人情報の利用)</p> <p>第20条 市長は、市の債権について、第10条から前条までの規定に基づく措置又は処分の判断に資する事項として必要と認めるときは、規則で定めるところにより、実施機関（<u>泉南市個人情報保護条例（平成19年泉南市条例第3号）第2条第7号</u>に規定する実施機関をいう。以下同じ。）が保有する当該債務者の個人情報を、当該実施機関の内部又は他の実施機関において、収集した目的の範囲を超えて利用（以下「収集目的外利用」という。）することができる。</p> <p>2・3 (略)</p>	<p>(個人情報の利用)</p> <p>第20条 市長は、市の債権について、第10条から前条までの規定に基づく措置又は処分の判断に資する事項として必要と認めるときは、規則で定めるところにより、実施機関（<u>泉南市情報公開条例（平成11年泉南市条例第17号）第2条第1号</u>に規定する実施機関をいう。以下同じ。）が保有する当該債務者の個人情報を、当該実施機関の内部又は他の実施機関において、収集した目的の範囲を超えて利用（以下「収集目的外利用」という。）することができる。</p> <p>2・3 (略)</p>

第6条 泉南市手数料条例新旧対照表

改正前		改正後	
(徴収に係る事項等) 第2条 手数料を徴収する事項、単位及び金額は、次のとおりとする。		(徴収に係る事項等) 第2条 手数料を徴収する事項、単位及び金額は、次のとおりとする。	
	手数料を徴収する事項		手数料を徴収する事項
(略)		(略)	
39	公簿、公文書又は図面に関する証明	39	公簿、公文書又は図面に関する証明
40	泉南市情報公開条例（平成11年泉南市条例第17号）及び泉南市個人情報保護条例（平成11年泉南市条例第18号）の規定に基づく公文書の写しの交付	40	砂利採取法（昭和43年法律第74号）第16条の規定に基づく砂利の採取計画の認可の申請に対する審査
41	砂利採取法（昭和43年法律第74号）第16条の規定に基づく砂利の採取計画の認可の申請に対する審査	41 ～ 47	(略)
42 ～ 48	(略)		

第7条 泉南市暴力団排除条例新旧対照表

改正前	改正後
(個人情報の収集及び提供) 第14条 泉南市個人情報保護条例（平成19年泉南市条例第3号）第2条第7号に規定する実施機関（以下本条において「実施機関」という。）は、この条例に基づき暴力団の排除を図るため、実施機関が定めるところにより、本人及び本人以外から必要な個人情報（同条例第2条第1号に規定する個人情報をいう。以下同じ。）を必要かつ最小限の範囲で収集することができる。 2 (略)	(個人情報の収集及び提供) 第14条 泉南市情報公開条例（平成11年泉南市条例第17号）第2条第1号に規定する実施機関（以下本条において「実施機関」という。）は、この条例に基づき暴力団の排除を図るため、実施機関が定めるところにより、本人及び本人以外から必要な個人情報（同条例第2条第1号に規定する個人情報をいう。以下同じ。）を必要かつ最小限の範囲で収集することができる。 2 (略)

議案第12号補助資料 職員の定年等に関する条例新旧対照表

改正前	改正後
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）<u>第28条の2第1項から第3項まで及び第28条の3の規定に基づき</u>、職員の定年等に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(定年)</p> <p>第3条 職員の定年は、<u>年齢60年</u>とする。</p> <p>(定年による退職の特例)</p> <p>第4条 任命権者は、定年に達した職員が第2条の規定により退職すべきこととなる場合において、<u>次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その職員に係る定年退職日の翌日から起算して1年を超えない範囲内で期限を定め、その職員を当該職務に従事させるため引き続いて勤務させることができる。</u></p>	<p>目次</p> <p><u>第1章 総則（第1条）</u></p> <p><u>第2章 定年制度（第2条—第5条）</u></p> <p><u>第3章 管理監督職勤務上限年齢制（第6条—第11条）</u></p> <p><u>第4章 定年前再任用短時間勤務制（第12条・第13条）</u></p> <p><u>第5章 雑則（第14条）</u></p> <p>附則</p> <p><u>第1章 総則</u></p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）<u>第22条の4第1項及び第2項、第22条の5第1項、第28条の2、第28条の5、第28条の6第1項から第3項まで並びに第28条の7の規定に基づき</u>、職員の定年等に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p><u>第2章 定年制度</u></p> <p>(定年)</p> <p>第3条 職員の定年は、<u>年齢65年</u>とする。</p> <p>(定年による退職の特例)</p> <p>第4条 任命権者は、定年に達した職員が第2条の規定により退職すべきこととなる場合において、<u>次に掲げる事由があると認めるときは、同条の規定にかかわらず、当該職員に係る定年退職日の翌日から起算して1年を超えない範囲内で期限を定め、当該職員を当該定年退職日において従事している職務に従事させるため、引き続き勤務させることができる。ただし、第9条第1項から第4項までの規定により異動期間（第9条第1項に規定する異動期間をいう。以下この項及び次項において同じ。）（第9条第1項又は第2項の規定により延長された異動期間を含む。）を延長した職員であって、定年退職日において管理監督職（第6条</u></p>

改正前	改正後
<p>(1) 当該職務が高度の知識、技能又は経験を必要とするものであるため、<u>その職員の退職により公務の運営に著しい支障が生ずるとき。</u></p> <p>(2) 当該職務に係る勤務環境その他の勤務条件に特殊性があるため、<u>その職員の退職による欠員を容易に補充することができないとき。</u></p> <p>(3) 当該職務を担当する者の交替が<u>その業務の遂行上重大な障害となる特別の事情があるため、その職員の退職により公務の運営に著しい支障が生ずるとき。</u></p> <p>2 任命権者は、前項の期限又はこの項の規定により延長された期限が到来する場合において、<u>前項の事由が引き続き存すると認めるときは、市長の承認を得て、1年を超えない範囲内で期限を延長することができる。ただし、その期限は、その職員に係る定年退職日の翌日から起算して3年を超えることができない。</u></p> <p>3 任命権者は、第1項の規定により職員を引き続いて勤務させる場合又は前項の規定により期限を延長する場合には、当該職員の同意を得なければならない。</p> <p>4 任命権者は、第1項の期限又は第2項の規定により延長された期限が到来する前に第1項の事由が存しなくなつたと認めるときは、当該職員の同意を得て、期日を定めて<u>その期限を繰り上げて退職させることができる。</u></p> <p>5 (略)</p>	<p><u>に規定する職をいう。以下この条及び第3章において同じ。）を占めている職員については、第9条第1項又は第2項の規定により当該異動期間を延長した場合であって、引き続き勤務させることについて市長の承認を得たときに限るものとし、当該期限は、当該職員が占めている管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して3年を超えることができない。</u></p> <p>(1) 当該職務が高度の知識、技能又は経験を必要とするものであるため、<u>当該職員の退職により生ずる欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。</u></p> <p>(2) 当該職務に係る勤務環境その他の勤務条件に特殊性があるため、<u>当該職員の退職による欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。</u></p> <p>(3) 当該職務を担当する者の交替が<u>当該業務の遂行上重大な障害となる特別の事情があるため、当該職員の退職により公務の運営に著しい支障が生ずること。</u></p> <p>2 任命権者は、前項の期限又はこの項の規定により延長された期限が到来する場合において、<u>前項各号に掲げる事由が引き続きあると認めるときは、市長の承認を得て、これらの期限の翌日から起算して1年を超えない範囲内で期限を延長することができる。ただし、当該期限は、当該職員に係る定年退職日（同項ただし書に規定する職員にあっては、当該職員が占めている管理監督職に係る異動期間の末日）の翌日から起算して3年を超えることができない。</u></p> <p>3 任命権者は、第1項の規定により職員を引き続き勤務させる場合又は前項の規定により期限を延長する場合には、当該職員の同意を得なければならない。</p> <p>4 任命権者は、<u>第1項の規定により引き続き勤務することとされた職員及び第2項の規定により期限が延長された職員について、第1項の期限又は第2項の規定により延長された期限が到来する前に第1項各号に掲げる事由がなくなつたと認めるときは、当該職員の同意を得て、期日を定めて当該期限を繰り上げるものとする。</u></p> <p>5 (略)</p> <p style="text-align: center;"><u>第3章 管理監督職勤務上限年齢制</u></p> <p style="text-align: center;"><u>(管理監督職勤務上限年齢制の対象となる管理監督職)</u></p>

改正前	改正後
	<p><u>第6条 法第28条の2第1項に規定する条例で定める職は、一般職の職員の給与に関する条例（昭和32年泉南市条例第30号）第13条に規定する職とする。</u></p> <p><u>（管理監督職勤務上限年齢）</u></p> <p><u>第7条 法第28条の2第1項に規定する管理監督職勤務上限年齢は、年齢60年とする。</u></p> <p><u>（他の職への降任等を行うに当たって遵守すべき基準）</u></p> <p><u>第8条 任命権者は、法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等（以下この章において「他の職への降任等」という。）を行うに当たっては、法第13条、第15条、第23条の3、第27条第1項及び第56条に定めるもののほか、次に掲げる基準を遵守しなければならない。</u></p> <p><u>（1） 当該職員の人事評価の結果又は勤務の状況及び職務経験等に基づき、降任又は転任（降給を伴う転任に限る。）（以下この条及び第10条において「降任等」という。）をしようとする職の属する職制上の段階の標準的な職に係る法第15条の2第1項第5号に規定する標準職務遂行能力（次条第3項において「標準職務遂行能力」という。）及び当該降任等をしようとする職についての適性を有すると認められる職に、降任等を行うこと。</u></p> <p><u>（2） 人事の計画その他の事情を考慮した上で、管理監督職以外の職又は管理監督職勤務上限年齢が当該職員の年齢を超える管理監督職のうちできる限り上位の職制上の段階に属する職に、降任等を行うこと。</u></p> <p><u>（3） 当該職員の他の職への降任等をする際に、当該職員が占めていた管理監督職が属する職制上の段階より上位の職制上の段階に属する管理監督職を占める職員（以下この号において「上位職職員」という。）の他の職への降任等もする場合には、第1号に掲げる基準に従った上で状況その他の事情を考慮してやむを得ないと認められる場合を除き、上位職職員の降任等をした職が属する職制上の段階と同じ職制上の段階又は当該職制上の段階より下位の職制上の段階に属する職に、降任等を行うこと。</u></p> <p><u>（管理監督職勤務上限年齢による降任等及び管理監督職への任用の制限の特例）</u></p> <p><u>第9条 任命権者は、他の職への降任等をすべき管理監督職を占める職員について、次に掲げる事由があると認めるときは、当該職員が占める管理監督職に係る</u></p>

改正前	改正後
	<p><u>異動期間（当該管理監督職に係る管理監督職勤務上限年齢に達した日の翌日から同日以後における最初の4月1日までの間をいう。以下この章において同じ。）の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内（当該期間内に定年退職日がある職員にあっては、当該異動期間の末日の翌日から定年退職日までの期間内。第3項において同じ。）で当該異動期間を延長し、引き続き当該管理監督職を占める職員に、当該管理監督職を占めたまま勤務をさせることができる。</u></p> <p><u>(1) 当該職務が高度の知識、技能又は経験を必要とするものであるため、当該職員の他の職への降任等により生ずる欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。</u></p> <p><u>(2) 当該職務に係る勤務環境その他の勤務条件に特殊性があるため、当該職員の他の職への降任等による欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。</u></p> <p><u>(3) 当該職務を担当する者の交替が当該職務の遂行上重大な障害となる特別の事情があるため、当該職員の他の職への降任等により公務の運営に著しい支障が生ずること。</u></p> <p><u>2 任命権者は、前項又はこの項の規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める職員について、前項各号に掲げる事由が引き続きあると認めるときは、市長の承認を得て、延長された当該異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内（当該期間内に定年退職日がある職員にあっては、延長された当該異動期間の末日の翌日から定年退職日までの期間内。第4項において同じ。）で延長された当該異動期間を更に延長することができる。ただし、更に延長される当該異動期間の末日は、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して3年を超えることができない。</u></p> <p><u>3 任命権者は、第1項の規定により異動期間を延長することができる場合を除き、他の職への降任等をすべき特定管理監督職群（職務の内容が相互に類似する複数の管理監督職であって、これらの欠員を容易に補充することができない年齢別構成その他の特別の事情がある管理監督職をいう。以下この項において同じ。）に属する管理監督職を占める職員について、当該特定管理監督職群に属する管理監督職の属する職制上の段階の標準的な職に係る標準職務遂行能力及び当該管理監督職についての適性を有すると認められる職員（当該管理監督職に係る管理監督職勤務上限年齢に達した職員を除く。）の数が当該管理監督職の数に満</u></p>

改正前	改正後
	<p><u>たない等の事情があるため、当該職員の他の職への降任等により当該管理監督職に生ずる欠員を容易に補充することができず業務の遂行に重大な障害が生ずると認めるときは、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内で当該異動期間を延長し、引き続き当該管理監督職を占めている職員に当該管理監督職を占めたまま勤務をさせ、又は当該職員を当該管理監督職が属する特定管理監督職群の他の管理監督職に降任し、若しくは転任することができる。</u></p> <p><u>4 任命権者は、第1項若しくは第2項の規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める職員について前項に規定する事由があると認めるとき（第2項の規定により延長された当該異動期間を更に延長することができるときを除く。）、又は前項若しくはこの項の規定により異動期間（前3項又はこの項の規定により延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める職員について前項に規定する事由が引き続きあると認めるときは、延長された当該異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内で延長された当該異動期間を更に延長することができる。</u></p> <p><u>（異動期間の延長等に係る職員の同意）</u></p> <p><u>第10条 任命権者は、第9条第1項から第4項までの規定により異動期間を延長する場合及び同条第3項の規定により他の管理監督職に降任等をする場合には、あらかじめ職員の同意を得なければならない。</u></p> <p><u>（異動期間の延長事由が消滅した場合の措置）</u></p> <p><u>第11条 任命権者は、第9条の規定により異動期間を延長した場合において、当該異動期間の末日の到来前に当該異動期間の延長の事由が消滅したときは、他の職への降任等をするものとする。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>第4章 定年前再任用短時間勤務制</u></p> <p><u>（定年前再任用短時間勤務職員の任用）</u></p> <p><u>第12条 任命権者は、年齢60年に達した日以後に退職（臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員が退職する場合を除く。）をした者（以下この条及び次条において「年齢60年以上退職者」とい</u></p>

改正前	改正後								
<p>附 則 1・2 (略)</p>	<p>う。)を、従前の勤務実績その他の情報に基づく選考により、短時間勤務の職(当該職を占める職員の1週間当たりの通常の勤務時間が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占める職員の1週間当たりの通常の勤務時間に比し短い時間である職をいう。以下この条及び次条において同じ。)に採用することができる。ただし、年齢60年以上退職者がその者を採用しようとする短時間勤務の職に係る定年退職日相当日(短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における定年退職日をいう。)を経過した者であるときは、この限りでない。</p> <p>第13条 任命権者は、前条本文の規定によるほか、本市が組織する地方公共団体の組合の年齢60年以上退職者を、従前の勤務実績その他の情報に基づく選考により、短時間勤務の職に採用することができる。</p> <p>2 前項の場合においては、前条ただし書の規定を準用する。</p> <p>第5章 雑則</p> <p>(雑則)</p> <p>第14条 この条例の実施に関し必要な事項は、市長が定める。</p> <p>附 則 1・2 (略)</p> <p>(定年に関する経過措置)</p> <p>3 令和5年4月1日から令和13年3月31日までの間における第3条第1項の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる期間の区分に応じ、同項中「65年」とあるのはそれぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。</p> <table border="1" data-bbox="1133 1209 2123 1441"> <tbody> <tr> <td data-bbox="1133 1209 1384 1366">令和5年4月1日から令和7年3月31日まで</td> <td data-bbox="1384 1209 1632 1366">令和7年4月1日から令和9年3月31日まで</td> <td data-bbox="1632 1209 1881 1366">令和9年4月1日から令和11年3月31日まで</td> <td data-bbox="1881 1209 2123 1366">令和11年4月1日から令和13年3月31日まで</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1133 1366 1384 1441">61年</td> <td data-bbox="1384 1366 1632 1441">62年</td> <td data-bbox="1632 1366 1881 1441">63年</td> <td data-bbox="1881 1366 2123 1441">64年</td> </tr> </tbody> </table>	令和5年4月1日から令和7年3月31日まで	令和7年4月1日から令和9年3月31日まで	令和9年4月1日から令和11年3月31日まで	令和11年4月1日から令和13年3月31日まで	61年	62年	63年	64年
令和5年4月1日から令和7年3月31日まで	令和7年4月1日から令和9年3月31日まで	令和9年4月1日から令和11年3月31日まで	令和11年4月1日から令和13年3月31日まで						
61年	62年	63年	64年						

改正前	改正後
	<p style="text-align: center;"><u>(情報の提供及び勤務の意思の確認)</u></p> <p>4 任命権者は、当分の間、職員（<u>臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員、非常勤職員を除く。以下この項において同じ。</u>）が年齢60年に達する日の属する年度の前年度（以下この項において「<u>情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度</u>」という。）（<u>情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度に職員でなかった者で、当該情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度の末日後に採用された職員（異動等により情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度の末日を経過することとなった職員（以下この項において「<u>末日経過職員</u>」という。）を除く。）</u>）にあつては、当該職員が採用された日から同日の属する年度の末日までの期間、末日経過職員にあつては、当該職員の異動等の日が属する年度（当該日が年度の初日である場合は、当該年度の前年度））において、当該職員に対し、当該職員が年齢60年に達する日以後に適用される任用及び給与に関する措置の内容その他の必要な情報を提供するものとするとともに、同日の翌日以後における勤務の意思を確認するよう努めるものとする。</p>

議案第13号補助資料 一般職の職員の給与に関する条例新旧対照表

改正前	改正後
<p>(再任用職員等の給料月額)</p> <p>第3条の2 法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項、地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第18条第1項及び泉南市一般職の任期付職員の採用に関する条例(平成18年泉南市条例第8号。以下「任期付採用条例」という。)第2条又は第3条の規定により採用された職員(以下これらを「再任用職員等」という。)の給料月額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員 その者に適用される前条第1項に規定する給料表の再任用職員の項に定める給料月額のうち、その者の属する職務の級に応じた額</p> <p>(2) 地方公務員の育児休業等に関する法律第18条第1項及び任期付採用条例第2条又は第3条の規定により採用された職員 その者に適用される前条第1項に規定する給料表の任期付職員の項に定める給料月額のうち、その者の属する職務の級に応じた額</p> <p>(3) 前2号のうち法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員(以下「短時間勤務職員」という。) 前2号に規定する給料月額に、勤務時間条例第2条第3項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額(当該額に100円未満の端数が生じたときは、これを切り上げて得た額)</p>	<p>(定年前再任用短時間勤務職員等の給料月額)</p> <p>第3条の2 法第22条の4第1項、地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第18条第1項及び泉南市一般職の任期付職員の採用に関する条例(平成18年泉南市条例第8号。以下「任期付採用条例」という。)第2条又は第3条の規定により採用された職員(以下これらを「定年前再任用短時間勤務職員等」という。)の給料月額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 法第22条の4第1項の規定により採用された職員 その者に適用される前条第1項に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に定める給料月額のうち、その者の属する職務の級に応じた額に、勤務時間条例第2条第3項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額(当該額に100円未満の端数が生じたときは、これを切り上げて得た額)</p> <p>(2) 地方公務員の育児休業等に関する法律第18条第1項及び任期付採用条例第2条の規定により採用された職員 その者に適用される前条第1項に規定する給料表の任期付職員の項に定める給料月額のうち、その者の属する職務の級に応じた額</p> <p>(3) 任期付採用条例第3条の規定により採用された職員(以下「任期付短時間勤務職員」という。) 前号に規定する給料月額に、勤務時間条例第2条第3項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額(当該額に100円未満の端数が生じたときは、これを切り上げて得た額)</p>
<p>(通勤手当)</p> <p>第15条の4 (略)</p> <p>2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 前項第2号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じ、支給単位期間に</p>	<p>(通勤手当)</p> <p>第15条の4 (略)</p> <p>2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 前項第2号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じ、支給単位期間に</p>

改正前	改正後
<p>つき、それぞれ次に定める額（<u>短時間勤務職員</u>のうち、支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して規則で定める職員にあつては、その額から、その額に規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額）</p>	<p>つき、それぞれ次に定める額（<u>定年前提任用短時間勤務職員等（第3条の2第2号に規定する職員を除く。）</u>のうち、支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して規則で定める職員にあつては、その額から、その額に規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額）</p>
<p>ア～ス （略）</p>	<p>ア～ス （略）</p>
<p>(3) （略）</p>	<p>(3) （略）</p>
<p>3～6 （略）</p>	<p>3～6 （略）</p>
<p>（超過勤務手当）</p>	<p>（超過勤務手当）</p>
<p>第17条 （略）</p>	<p>第17条 （略）</p>
<p>2 <u>短時間勤務職員</u>が、正規の勤務時間が割り振られた日において、正規の勤務時間を超えてした勤務のうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が規則で定める時間に達するまでの間の勤務に対する前項の規定の適用については、同項中「正規の勤務時間を超えてした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で規則で定める割合」とあるのは、「100分の100」とする。</p>	<p>2 <u>定年前提任用短時間勤務職員等（第3条の2第2号に規定する職員を除く。）</u>が、正規の勤務時間が割り振られた日において、正規の勤務時間を超えてした勤務のうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が規則で定める時間に達するまでの間の勤務に対する前項の規定の適用については、同項中「正規の勤務時間を超えてした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で規則で定める割合」とあるのは、「100分の100」とする。</p>
<p>3～6 （略）</p>	<p>3～6 （略）</p>
<p>（期末手当）</p>	<p>（期末手当）</p>
<p>第23条 （略）</p>	<p>第23条 （略）</p>
<p>2 （略）</p>	<p>2 （略）</p>
<p>3 <u>再任用職員等</u>に対する前項の規定の適用については、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合とする。</p>	<p>3 <u>定年前提任用短時間勤務職員等</u>に対する前項の規定の適用については、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合とする。</p>
<p>(1) <u>法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員</u> 前項中「100分の120」とあるのは「100分の67.5」とする。</p>	<p>(1) <u>法第22条の4第1項の規定により採用された職員</u> 前項中「100分の120」とあるのは「100分の67.5」とする。</p>
<p>(2) （略）</p>	<p>(2) （略）</p>
<p>4 （略）</p>	<p>4 （略）</p>
<p>（勤勉手当）</p>	<p>（勤勉手当）</p>
<p>第24条 （略）</p>	<p>第24条 （略）</p>

改正前	改正後
<p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、規則で定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち<u>再任用職員等</u>以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に100分の95を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち<u>法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員</u> 当該職員の勤勉手当基礎額に100分の45を乗じて得た額の総額</p> <p>(3) (略)</p> <p>3・4 (略)</p> <p>(再任用職員等についての適用除外)</p> <p>第29条 第4条、第14条、第15条、第15条の3及び第15条の5の規定は、<u>再任用職員等</u>には適用しない。</p> <p>附 則</p> <p>1～13 (略)</p> <p>14 平成30年3月31日までの間、職員（次の表の給料表の<u>適応</u>を受ける職員（再任用職員等を除く。）のうち、その職務の級が次の表の職務の級欄に掲げる職務の級以上である者であつてその号給がその職務の級における最低の号給でないものに限る。以下この項及び次項において「特定職員」という。）に対する次に掲げる給与の支給に当たっては、当該特定職員が55歳に達した日後における最初の4月1日（特定職員以外の者が55歳に達した日後における最初の4月1日後に特定職員となつた場合にあつては、特定職員となつた日）以後、次の各号に掲げる給与の額から、それぞれ当該各号に定める額に相当する額を減ずる。</p> <p>(1) 給料月額 当該特定職員の給料月額に100分の1.5を乗じて得た額（当該特定職員の給料月額に100分の98.5を乗じて得た額が、当該特定職員の属する職務の級における最低の号給の給料月額に達しない場合（以下この項、附則第16項において「最低号給に達しない場合」という。）にあつては、当該特定職員の給料月額から当該特定職員の属する職務の級における最低の号給の給料月額を減じた額（以下この項及び附則第16項において「給料月額減額基礎額」とい</p>	<p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、規則で定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち<u>定年前再任用短時間勤務職員等</u>以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に100分の95を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち<u>法第22条の4第1項の規定により採用された職員</u> 当該職員の勤勉手当基礎額に100分の45を乗じて得た額の総額</p> <p>(3) (略)</p> <p>3・4 (略)</p> <p>(定年前再任用短時間勤務職員等についての適用除外)</p> <p>第29条 第4条、第14条、第15条、第15条の3及び第15条の5の規定は、<u>定年前再任用短時間勤務職員等</u>には適用しない。</p> <p>附 則</p> <p>1～13 (略)</p> <p>14 平成30年3月31日までの間、職員（次の表の給料表の<u>適用</u>を受ける職員（再任用職員等を除く。）のうち、その職務の級が次の表の職務の級欄に掲げる職務の級以上である者であつてその号給がその職務の級における最低の号給でないものに限る。以下この項及び次項において「特定職員」という。）に対する次に掲げる給与の支給に当たっては、当該特定職員が55歳に達した日後における最初の4月1日（特定職員以外の者が55歳に達した日後における最初の4月1日後に特定職員となつた場合にあつては、特定職員となつた日）以後、次の各号に掲げる給与の額から、それぞれ当該各号に定める額に相当する額を減ずる。</p> <p>(1) 給料月額 当該特定職員の給料月額に100分の1.5を乗じて得た額（当該特定職員の給料月額に100分の98.5を乗じて得た額が、当該特定職員の属する職務の級における最低の号給の給料月額に達しない場合（以下この項、附則第16項において「最低号給に達しない場合」という。）にあつては、当該特定職員の給料月額から当該特定職員の属する職務の級における最低の号給の給料月額を減じた額）（以下この項及び附則第16項において「給料月額減額基礎額」と</p>

改正前	改正後
<p>う。)</p> <p>(2)～(5) (略)</p> <p>15・16 (略)</p>	<p>いう。)</p> <p>(2)～(5) (略)</p> <p>15・16 (略)</p> <p><u>17 当分の間、職員の給料月額</u>は、<u>当該職員が60歳に達した日後における最初の4月1日（附則第19項及び第21項において「特定日」という。）以後、当該職員に適用される給料表の給料月額のうち、第3条第2項に規定する当該職員の属する職務の級並びに第4条第1項から第6項までの規定により当該職員の受ける号給に応じた額（給料の切替えに伴う経過措置として、この条例その他の条例の規定において、異なる給料月額の定めがある場合は当該給料月額）に100分の70を乗じて得た額とする。この場合において、当該額に100円未満の端数が生じたときは、これを切り上げるものとする。</u></p> <p><u>18 附則第17項の規定は、次に掲げる職員には適用しない。</u></p> <p>(1) <u>臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員</u></p> <p>(2) <u>職員の定年等に関する条例第9条第1項から第4項までの規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）を延長された管理監督職を占める職員</u></p> <p>(3) <u>職員の定年等に関する条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務している職員（同条例第2条に規定する定年退職日において附則第17項の規定が適用されていた職員を除く。）</u></p> <p><u>19 地方公務員法第28条の2第1項に規定する他の職への降任をされた職員であつて、当該他の職への降任をされた日（以下この項及び附則第21項において「異動日」という。）の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員のうち、特定日に附則第17項の規定により当該職員の受ける給料月額（以下この項において「特定日給料月額」という。）が異動日の前日に当該職員が受けていた給料月額に100分の70を乗じて得た額（当該額に100円未満の端数が生じたときは、これを切り上げるものとする。以下この項において「基礎給料月額」という。）に達しないこととなる職員（規則で定める職員を除く。）には、当分の間、特定日以後、附則第17項の規定により当該職員の受ける給料月額のほか、基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を給料として支給する。</u></p> <p><u>20 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が第3条第2項に規定する当該職員の属する職務の級における最高の号給</u></p>

改正前										改正後																			
別表第1 (第3条関係)										<p>の給料月額を超える場合における前項の規定の適用については、同項中「基礎給料月額と特定日給料月額」とあるのは「第3条第2項に規定する当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額と当該職員の受ける給料月額」とする。</p> <p>21 異動日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員（附則第17項の規定の適用を受ける職員に限り、附則第19項に規定する職員を除く。）であって、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、規則で定めるところにより、附則第19項及び第20項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。</p> <p>22 附則第19項又は前項の規定による給料を支給される職員に対する第23条第2項及び第24条第3項の規定の適用については、これらの規定中「給料月額」とあるのは、「給料月額と附則第19項又は第21項の規定による給料の額との合計額」とする。</p> <p>23 附則第17項から前項までに定めるもののほか、附則第17項の規定による給料月額、附則第19項の規定による給料その他附則第17項から前項までの規定の施行に関し必要な事項は、規則で定める。</p>																			
																				<p>(略)</p>									
																				<p>再任用職員及び任期付職員以外の職員</p>									
																				<p>再任用職員</p>									
別表第1 (第3条関係)										別表第1 (第3条関係)																			
別表第1 (第3条関係)										<p>の給料月額を超える場合における前項の規定の適用については、同項中「基礎給料月額と特定日給料月額」とあるのは「第3条第2項に規定する当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額と当該職員の受ける給料月額」とする。</p> <p>21 異動日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員（附則第17項の規定の適用を受ける職員に限り、附則第19項に規定する職員を除く。）であって、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、規則で定めるところにより、附則第19項及び第20項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。</p> <p>22 附則第19項又は前項の規定による給料を支給される職員に対する第23条第2項及び第24条第3項の規定の適用については、これらの規定中「給料月額」とあるのは、「給料月額と附則第19項又は第21項の規定による給料の額との合計額」とする。</p> <p>23 附則第17項から前項までに定めるもののほか、附則第17項の規定による給料月額、附則第19項の規定による給料その他附則第17項から前項までの規定の施行に関し必要な事項は、規則で定める。</p>																			
																				<p>(略)</p>									
																				<p>定年前再任用短時間勤務職員及び任期付職員以外の職員</p>									
																				<p>定年前再任用職員</p>									

改正前

(略)

別表第2 (第3条関係)

(略)				
再任用職員 及び任期付 職員以外の 職員	1	160,000	175,800	293,000
	(略)			
	157		405,400	
再任用職員		214,100	260,000	292,600
(略)				

改正後

短時間
勤務職
員

(略)

別表第2 (第3条関係)

(略)				
定年前再任 用短時間勤 務職員及び 任期付職員 以外の職員	1	160,000	175,800	293,000
	(略)			
	157		405,400	
定年前再任 用短時間勤 務職員		214,100	260,000	292,600
(略)				

議案第14号補助資料 職員の退職手当に関する条例等新旧対照表

第1条 職員の退職手当に関する条例（昭和31年泉南市条例第14号）新旧対照表

改正前	改正後
<p>(退職手当の支給)</p> <p>第2条 この条例の規定による退職手当は、前条に規定する職員のうち常時勤務に服することを要するもの（地方公務員法（昭和25年法律第261号）<u>第28条の4第1項</u>又は第28条の6第1項の規定により採用された者及び泉南市一般職の任期付職員の採用に関する条例（平成18年泉南市条例第8号）第2条の規定により採用された者を除く。以下「職員」という。）が退職した場合に、その者（死亡による退職の場合には、その遺族）に支給する。</p> <p>2 (略)</p>	<p>(退職手当の支給)</p> <p>第2条 この条例の規定による退職手当は、前条に規定する職員のうち常時勤務に服することを要するもの（地方公務員法（昭和25年法律第261号）<u>第22条の4第1項</u>又は第22条の5第1項若しくは第2項の規定により採用された者及び泉南市一般職の任期付職員の採用に関する条例（平成18年泉南市条例第8号）第2条の規定により採用された者を除く。以下「職員」という。）が退職した場合に、その者（死亡による退職の場合には、その遺族）に支給する。</p> <p>2 (略)</p>
<p>(11年以上25年未満勤続後の定年退職等の場合の退職手当の基本額)</p> <p>第4条 11年以上25年未満の期間勤続して退職した者（地方公務員法<u>第28条の2第1項</u>の規定により退職した者（同法<u>第28条の3第1項</u>の期限又は同条第2項の規定により延長された期限の到来により退職した者を含む。）又はその者の非違によることなく勸奨を受けて退職した者であつて任命権者が市長の承認を得た者に限る。）又は25年未満の期間勤続し、勤務公署の移転により退職した者であつて任命権者が市長の承認を得たものに対する退職手当の基本額は、退職の日におけるその者の給料月額（以下「退職日給料月額」という。）に、その者の勤続期間を次の各号に区分して当該各号に掲げる割合を乗じて得た額の合計額とする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>(11年以上25年未満勤続後の定年退職等の場合の退職手当の基本額)</p> <p>第4条 11年以上25年未満の期間勤続して退職した者（地方公務員法<u>第28条の6第1項</u>の規定により退職した者（同法<u>第28条の7第1項</u>の期限又は同条第2項の規定により延長された期限の到来により退職した者を含む。）又はその者の非違によることなく勸奨を受けて退職した者であつて任命権者が市長の承認を得た者に限る。）又は25年未満の期間勤続し、勤務公署の移転により退職した者であつて任命権者が市長の承認を得たものに対する退職手当の基本額は、退職の日におけるその者の給料月額（以下「退職日給料月額」という。）に、その者の勤続期間を次の各号に区分して当該各号に掲げる割合を乗じて得た額の合計額とする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>2 (略)</p>
<p>(整理退職の場合の退職手当の基本額)</p> <p>第5条 職制若しくは、定数の改廃若しくは予算の減少により廃職若しくは過員を生ずることにより退職した者であつて、任命権者が市長の承認を得たもの、公務上の傷病又は死亡により退職した者又は25年以上勤続して退職した者（地方公務員法<u>第28条の2第1項</u>の規定により退職した者（同法<u>第28条の3第1項</u>の期限又は同条第2項の規定により延長された期限の到来により退職した者を</p>	<p>(整理退職の場合の退職手当の基本額)</p> <p>第5条 職制若しくは、定数の改廃若しくは予算の減少により廃職若しくは過員を生ずることにより退職した者であつて、任命権者が市長の承認を得たもの、公務上の傷病又は死亡により退職した者又は25年以上勤続して退職した者（地方公務員法<u>第28条の6第1項</u>の規定により退職した者（同法<u>第28条の7第1項</u>の期限又は同条第2項の規定により延長された期限の到来により退職した者を</p>

改正前	改正後
<p>含む。)又はその者の非違によることなく勸奨を受けて退職した者若しくは勤務公署の移転により退職した者であつて任命権者が市長の承認を得たものに限る。)に対する退職手当の基本額は、退職日給料月額にその者の勤続期間を次の各号に区分して、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額の合計額とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>2 前項の規定は25年以上勤続した者で、通勤による傷病により退職し、死亡(公務上の死亡を除く。)により退職し、又は定年に達した日以後その者の非違によることなく退職した者(前項の規定に該当する者を除く。)に対する退職手当の基本額について準用する。</p> <p>(定年前早期退職者に対する退職手当の基本額に係る特例)</p> <p>第5条の3 第5条第1項に規定する者(25年以上勤続し、法律の規定に基づく任期を終えて退職した者を除く。)のうち、定年に達する日から6月前までに退職した者であつて、その勤続期間が25年以上であり、かつ、その年齢が退職の日において定められているその者に係る定年から10年を減じた年齢以上であるものに対する同項及び前条第1項の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</p>	<p>含む。)又はその者の非違によることなく勸奨を受けて退職した者若しくは勤務公署の移転により退職した者であつて任命権者が市長の承認を得たものに限る。)に対する退職手当の基本額は、退職日給料月額にその者の勤続期間を次の各号に区分して、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額の合計額とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>2 前項の規定は25年以上勤続した者で、通勤による傷病により退職し、死亡(公務上の死亡を除く。)により退職し、又は定年に達した日以後その者の非違によることなく退職した者(同項の規定に該当する者を除く。)に対する退職手当の基本額について準用する。</p> <p>(定年前早期退職者に対する退職手当の基本額に係る特例)</p> <p>第5条の3 第5条第1項に規定する者(25年以上勤続し、法律の規定に基づく任期を終えて退職した者を除く。)のうち、定年に達する日から6月前までに退職した者であつて、その勤続期間が25年以上であり、かつ、その年齢が退職の日において定められているその者に係る定年から15年を減じた年齢以上であるものに対する同項及び前条第1項の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</p>
<p>(略)</p>	<p>(略)</p>
<p>(退職手当の調整額)</p> <p>第6条の4 退職した者に対する退職手当の調整額は、その者の基礎在職期間(第5条の2第2項に規定する基礎在職期間をいう。以下同じ。)の初日の属する月からその者の基礎在職期間の末日の属する月までの各月(地方公務員法第27条及び第28条の規定による休職(公務上の傷病による休職及び通勤による傷病による休職を除く。)、地方公務員法第29条の規定による停職その他これらに準ずる事由により現実に職務に従事することを要しない期間のある月(現実に職務に従事することを要する日のあつた月を除く。以下「休職月等」という。)のうち市長が定めるものを除く。)ごとに当該各月にその者が属していた次の各号に掲げる職員の区分に応じて当該各号に定める額(以下「調整月額」という。)のうちその額が最も多いものから順次その順位を付し、その第1順位から第60順位までの調整月額(当該各月の月数が60月に満たない場合に</p>	<p>(退職手当の調整額)</p> <p>第6条の4 退職した者に対する退職手当の調整額は、その者の基礎在職期間(第5条の2第2項に規定する基礎在職期間をいう。以下同じ。)の初日の属する月からその者の基礎在職期間の末日の属する月までの各月(地方公務員法第27条及び第28条の規定による休職(公務上の傷病による休職及び通勤による傷病による休職を除く。)、地方公務員法第29条の規定による停職その他これらに準ずる事由により現実に職務に従事することを要しない期間のある月(現実に職務に従事することを要する日のあつた月を除く。第7条第4項において「休職月等」という。)のうち市長が定めるものを除く。)ごとに当該各月にその者が属していた次の各号に掲げる職員の区分に応じて当該各号に定める額(以下この項及び第5項において「調整月額」という。)のうちその額が最も多いものから順次その順位を付し、その第1順位から第60順位までの調整月額</p>

改正前	改正後
<p>は、当該各月の調整月額)を合計した額とする。</p> <p>(1)～(7) (略) 2～5 (略)</p> <p>(退職後禁錮以上の刑に処せられた場合等の退職手当の支給制限)</p> <p>第14条 退職をした者に対しまだ当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者(第1号又は第2号に該当する場合において、当該退職をした者が死亡したときは、当該一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者)に対し、第12条第1項に規定する事情及び同項各号に規定する退職をした場合の一般の退職手当等の額との権衡を勘案して、当該一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中の行為に関し地方公務員法第29条第3項の規定による懲戒免職処分(以下「<u>再任用職員に対する免職処分</u>」という。)を受けたとき。</p> <p>(3) 当該退職手当管理機関が、当該退職をした者(<u>再任用職員に対する免職処分</u>の対象となる者を除く。)について、当該退職後に当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認めたとき。</p> <p>2～6 (略)</p>	<p>(当該各月の月数が60月に満たない場合には、当該各月の調整月額)を合計した額とする。</p> <p>(1)～(7) (略) 2～5 (略)</p> <p>(退職後禁錮以上の刑に処せられた場合等の退職手当の支給制限)</p> <p>第14条 退職をした者に対しまだ当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者(第1号又は第2号に該当する場合において、当該退職をした者が死亡したときは、当該一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者)に対し、第12条第1項に規定する事情及び同項各号に規定する退職をした場合の一般の退職手当等の額との権衡を勘案して、当該一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中の行為に関し地方公務員法第29条第3項の規定による懲戒免職処分(以下「<u>定年前提任用短時間勤務職員に対する免職処分</u>」という。)を受けたとき。</p> <p>(3) 当該退職手当管理機関が、当該退職をした者(<u>定年前提任用短時間勤務職員に対する免職処分</u>の対象となる者を除く。)について、当該退職後に当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認めたとき。</p> <p>2～6 (略)</p>
<p>(退職をした者の退職手当の返納)</p> <p>第15条 退職をした者に対し当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われた後において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者に対し、第12条第1項に規定する事情のほか、当該退職をした者の生計の状況を勘案して、当該一般の退職手当等の額(当該退職をした者が当該一般の退職手当等の支給を受けていなければ第10条第3項、第6項又は第8項の規定による退職手当の支給を受けることができた者</p>	<p>(退職をした者の退職手当の返納)</p> <p>第15条 退職をした者に対し当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われた後において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者に対し、第12条第1項に規定する事情のほか、当該退職をした者の生計の状況を勘案して、当該一般の退職手当等の額(当該退職をした者が当該一般の退職手当等の支給を受けていなければ第10条第3項、第6項又は第8項の規定による退職手当の支給を受けることができた者</p>

改正前	改正後
<p>(次条及び第17条において「失業手当受給可能者」という。)であつた場合に<u>あつては</u>、これらの規定により算出される金額(次条及び第17条において「失業者退職手当額」という。)を除く。)の全部又は一部の返納を命ずる処分を行うことができる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続きいた在職期間中の行為に関し<u>再任用職員に対する免職処分</u>を受けたとき。</p> <p>(3) 当該退職手当管理機関が、当該退職をした者(再任用職員に対する免職処分の対象となる職員を除く。)について、当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続きいた在職期間中に懲戒免職等処分を受けべき行為をしたと認めたととき。</p> <p>2～6 (略)</p> <p>(退職手当受給者の相続人からの退職手当相当額の納付)</p> <p>第17条 退職をした者(死亡による退職の場合には、その遺族)に対し当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われた後において、当該一般の退職手当等の額の支払を受けた者(以下この条において「退職手当の受給者」という。)が当該退職の日から6月以内に第15条第1項又は前条第1項の規定による処分を受けることなく死亡した場合(次項から第5項までに規定する場合を除く。)において、当該退職に係る退職手当管理機関が、当該退職手当の受給者の相続人(包括受遺者を含む。以下この条において同じ。)に対し、当該退職の日から6月以内に、当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続きいた在職期間中に懲戒免職等処分を受けべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由がある旨の通知をしたときは、当該退職手当管理機関は、当該通知が当該相続人に到達した日から6月以内に限り、当該相続人に対し、当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続きいた在職期間中に懲戒免職等処分を受けべき行為をしたと認められることを理由として、当該一般の退職手当等の額(当該退職をした者が失業手当受給可能者であつた場合に<u>あつては</u>、失業者退職手当額を除く。)の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。</p>	<p>(次条及び第17条において「失業手当受給可能者」という。)であつた場合には、これらの規定により算出される金額(次条及び第17条において「失業者退職手当額」という。)を除く。)の全部又は一部の返納を命ずる処分を行うことができる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続きいた在職期間中の行為に関し<u>定年前提任用短時間勤務職員に対する免職処分</u>を受けたとき。</p> <p>(3) 当該退職手当管理機関が、当該退職をした者(定年前提任用短時間勤務職員に対する免職処分の対象となる職員を除く。)について、当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続きいた在職期間中に懲戒免職等処分を受けべき行為をしたと認めたととき。</p> <p>2～6 (略)</p> <p>(退職手当受給者の相続人からの退職手当相当額の納付)</p> <p>第17条 退職をした者(死亡による退職の場合には、その遺族)に対し当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われた後において、当該一般の退職手当等の額の支払を受けた者(以下この条において「退職手当の受給者」という。)が当該退職の日から6月以内に第15条第1項又は前条第1項の規定による処分を受けることなく死亡した場合(次項から第5項までに規定する場合を除く。)において、当該退職に係る退職手当管理機関が、当該退職手当の受給者の相続人(包括受遺者を含む。以下この項から第6項までにおいて同じ。)に対し、当該退職の日から6月以内に、当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続きいた在職期間中に懲戒免職等処分を受けべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由がある旨の通知をしたときは、当該退職手当管理機関は、当該通知が当該相続人に到達した日から6月以内に限り、当該相続人に対し、当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続きいた在職期間中に懲戒免職等処分を受けべき行為をしたと認められることを理由として、当該一般の退職手当等の額(当該退職をした者が失業手当受給可能者であつた場合には、失業者退職手当額を除く。)の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。</p>

改正前	改正後
<p>2 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に第15条第5項又は前条第3項において準用する泉南市行政手続条例第15条第1項の規定による通知を受けた場合において、第15条第1項又は前条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したとき（次項から第5項までに規定する場合を除く。）は、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該退職に係る一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認められることを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であつた場合にあつては、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。</p> <p>3 退職手当の受給者（遺族を除く。以下この項から第5項までにおいて同じ。）が、当該退職の日から6月以内に基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされた場合（第13条第1項第1号に該当する場合を含む。次項において同じ。）において、当該刑事事件につき判決が確定することなく、かつ、第15条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該退職に係る一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認められることを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であつた場合にあつては、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。</p> <p>4 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされた場合において、当該刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられた後において第15条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたことを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であつた場合にあつては、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。</p>	<p>2 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に第15条第5項又は前条第3項において準用する泉南市行政手続条例第15条第1項の規定による通知を受けた場合において、第15条第1項又は前条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したとき（次項から第5項までに規定する場合を除く。）は、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該退職に係る一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認められることを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であつた場合には、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。</p> <p>3 退職手当の受給者（遺族を除く。以下この項から第5項までにおいて同じ。）が、当該退職の日から6月以内に基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされた場合（第13条第1項第1号に該当する場合を含む。次項において同じ。）において、当該刑事事件につき判決が確定することなく、かつ、第15条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該退職に係る一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認められることを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であつた場合には、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。</p> <p>4 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされた場合において、当該刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられた後において第15条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたことを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であつた場合には、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。</p>

改正前	改正後
<p>5 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に当該退職に係る一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中の行為に関し再任用職員に対する免職処分を受けた場合において、第15条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該行為に関し再任用職員に対する免職処分を受けたことを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であつた場合にあつては、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。</p> <p>6～8 (略)</p> <p>附 則</p> <p>1 (略)</p> <p>2 <u>昭和32年9月29日までに退職した職員にかかる退職手当については、第5条の規定を適用する。又その者が町合併施行後の給料月額により算出した退職手当額が合併施行前支給を受けた給料月額により算出した退職手当額に満たないときは、退職者の有利な方を以つて退職手当の額とする。</u></p> <p>3 <u>昭和32年10月31日前に退職する職員に対する条例第10条第1項第4号の規定の適用については、同号中「270日」とあるのは、「210日」とする。</u></p> <p>4 当分の間、35年以下の期間勤続して退職した者（職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（昭和51年条例第29号。以下「条例第29号」という。）附則第2項の規定に該当する者を除く。）に対する退職手当の基本額は、第3条から第5条の3までの規定により計算した額にそれぞれ100分の83.7を乗じて得た額とする。この場合において、第6条の5第1項中「前条」とあるのは、「前条並びに附則第4項」とする。</p> <p>5 当分の間、36年以上42年以下の期間勤続して退職した者（条例第29号附則第3項の規定に該当する者を除く。）で第3条第1項の規定に該当する退職をしたものに対する退職手当の基本額は、同項又は第5条の2の規定により計算した額に前項に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>6 当分の間、35年を超える期間勤続して退職した者（条例第29号附則第4項の規定に該当する者を除く。）で第5条の規定に該当する退職をしたものに対する</p>	<p>5 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に当該退職に係る一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中の行為に関し定年前再任用短時間勤務職員に対する免職処分を受けた場合において、第15条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該行為に関し定年前再任用短時間勤務職員に対する免職処分を受けたことを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であつた場合には、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。</p> <p>6～8 (略)</p> <p>附 則</p> <p>1 (略)</p> <p>2 当分の間、35年以下の期間勤続して退職した者（職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（昭和51年条例第29号。以下「条例第29号」という。）附則第2項の規定に該当する者を除く。）に対する退職手当の基本額は、第3条から第5条の3まで及び附則第8項から第14項までの規定により計算した額にそれぞれ100分の83.7を乗じて得た額とする。この場合において、第6条の5第1項中「前条」とあるのは、「前条並びに附則第2項」とする。</p> <p>3 当分の間、36年以上42年以下の期間勤続して退職した者（条例第29号附則第3項の規定に該当する者を除く。）で第3条第1項の規定に該当する退職をしたものに対する退職手当の基本額は、同項又は第5条の2及び附則第10項の規定により計算した額に前項に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>4 当分の間、35年を超える期間勤続して退職した者（条例第29号附則第4項の規定に該当する者を除く。）で第5条又は附則第9項の規定に該当する退職を</p>

改正前	改正後
<p>る退職手当の基本額は、その者の勤続期間を35年として附則第4項の規定の例により計算して得られる額とする。</p>	<p>したものに対する退職手当の基本額は、その者の勤続期間を35年として附則第2項の規定の例により計算して得られる額とする。</p>
<p>7 (略)</p>	<p>5 (略)</p>
<p>8 (略)</p>	<p>6 (略)</p>
<p>9 (略)</p>	<p>7 (略)</p>
	<p>8 当分の間、第4条第1項の規定は、11年以上25年未満の期間勤続した者であつて、60歳に達した日以後その者の非違によることなく退職した者（定年の定めのない職を退職した者及び同項又は同条第2項の規定に該当する者を除く。）に対する退職手当の基本額について準用する。この場合における第3条の規定の適用については、同条第1項中「又は第5条」とあるのは、「第5条又は附則第8項」とする。</p> <p>9 当分の間、第5条第1項の規定は、25年以上の期間勤続した者であつて、60歳に達した日以後その者の非違によることなく退職した者（定年の定めのない職を退職した者及び同条第1項又は第2項の規定に該当する者を除く。）に対する退職手当の基本額について準用する。この場合における第3条の規定の適用については、同条第1項中「又は第5条」とあるのは、「第5条又は附則第9項」とする。</p>
	<p>10 一般職の職員の給与に関する条例附則第17項の規定による職員の給料月額の変定（次項において「給料月額7割措置」という。）は、第5条の2第1項に規定する給料月額の減額改定に該当しないものとする。</p>
	<p>11 当分の間、給料月額7割措置の適用を受ける者のうち、第5条の2第1項の退職した者の基礎在職期間中に、同項の理由（給料月額7割措置によりその者の給料月額が減額されたことがある場合を除く。）によりその者の給料月額が減額されたことがある者については、その者に対して支給する退職手当の基本額は、同条の規定にかかわらず、次の各号に定める額とする。</p> <p>(1) 第5条の2第1項の退職した者の基礎在職期間中に、同項の理由（給料月額7割措置によりその者の給料月額が減額されたことがある場合及び当該減額をされた日（以下この項において「7割措置減額日」という。）における同項の理由を除く。）によりその者の給料月額が減額されたことがある場合において、当該減額をされた日（以下この項において「特別特定減額日」という。）の前日におけるその者の給料月額のうち最も多いもの（当該給料月額がこの号に規定する7割措置前給料月額を超えない場合にあつては、当</p>

改正前	改正後
	<p><u>該特別特定減額日が7割措置減額日より後のものに限る。）（以下この項において「特別特定減額前給料月額」という。）が退職の日におけるその者の給料月額よりも多く、かつ、給料月額7割措置によりその者の給料月額が減額されたことがある場合において、当該7割措置減額日の前日におけるその者の給料月額（以下この項において「7割措置前給料月額」という。）が退職の日におけるその者の給料月額より多いときは、その者に対して支給する退職手当の基本額は、次に掲げる額の合計額とする。</u></p> <p><u>ア その者が特別特定減額前給料月額（当該特別特定減額前給料月額に係る特別特定減額日が二以上ある場合は、これらのうち最も遅い日の前日におけるものをいう。以下この号において同じ。）又は7割措置前給料月額のいずれか多い額（以下この項において「上位減額前給料月額」という。）に係る減額日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び上位減額前給料月額を基礎として、第4条第1項又は第5条第1項の規定により計算した場合の退職手当の基本額に相当する額</u></p> <p><u>イ その者が特別特定減額前給料月額又は7割措置前給料月額のいずれか少ない額（以下この項において「下位減額前給料月額」という。）に係る減額日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び下位減額前給料月額に、（ア）に掲げる割合から（イ）に掲げる割合を控除した割合を乗じて得た額</u></p> <p><u>（ア） その者が下位減額前給料月額に係る減額日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び下位減額前給料月額を基礎として、第4条第1項又は第5条第1項の規定により計算した場合の退職手当の基本額に対する割合</u></p> <p><u>（イ） アに掲げる額の上位減額前給料月額に対する割合</u></p> <p><u>ウ 退職の日におけるその者の給料月額に、（ア）に掲げる割合から（イ）に掲げる割合を控除した割合を乗じて得た額</u></p> <p><u>（ア） その者に対する退職手当の基本額が第4条第1項又は第5条第1項の規定により計算した額であるものとした場合における当該退職手当の基本額の退職の日におけるその者の給料月額に対する割合</u></p> <p><u>（イ） イに掲げる額の下位減額前給料月額に対する割合</u></p> <p><u>（2） 前号の規定により計算した額が、次のア及びイに掲げる同号イ（イ）に</u></p>

改正前	改正後
	<p><u>掲げる割合の区分に応じ当該ア及びイに定める額を超える場合は、同号の規定にかかわらず、当該ア及びイに定める額をもつてその者に対して支給する退職手当の基本額とする。</u></p> <p><u>ア 47.709以上 上位減額前給料月額に47.709を乗じて得た額</u></p> <p><u>イ 47.709未満 次の(ア)又は(イ)に掲げる前号ウ(イ)に掲げる割合の区分に応じ当該(ア)又は(イ)に定める額</u></p> <p><u>(ア) 47.709以上 上位減額前給料月額に前号イ(イ)に掲げる割合を乗じて得た額及び下位減額前給料月額に47.709から当該割合を控除した割合を乗じて得た額の合計額</u></p> <p><u>(イ) 47.709未満 上位減額前給料月額に前号イ(イ)に掲げる割合を乗じて得た額、下位減額前給料月額に前号ウ(イ)に掲げる割合から前号イ(イ)に掲げる割合を控除した割合を乗じて得た額及び退職の日におけるその者の給料月額に47.709から前号ウ(イ)に掲げる割合を控除した割合を乗じて得た額の合計額</u></p> <p><u>12 当分の間、第5条第1項に規定する者(25年以上勤続し、法律の規定に基づく任期を終えて退職した者を除く。)のうち、定年に達する日から6月前までに退職した者であつて、その勤続期間が25年以上であり、かつ、その年齢が退職の日において定められているその者に係る定年から10年を減じた年齢以上であるものに対する第5条の3及び第6条の3の規定の適用については、第5条の3本文中「定年に達する日」とあるのは、「60歳」と、第5条の3の表第5条第1項の項、第5条の2第1項第1号の項及び第5条の2第1項第2号の項並びに第6条の3の表第6条の項、第6条の2第1号の項及び第6条の2第2号の項中「その者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき」とあるのは、「60歳と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき」とする。</u></p> <p><u>13 当分の間、第5条第1項に規定する者(25年以上勤続し、法律の規定に基づく任期を終えて退職した者を除く。)のうち、定年に達する日から6月前までに退職した者であつて、その勤続期間が25年以上であり、かつ、その年齢が退職の日において定められているその者に係る定年から10年を減じた年齢以上であるものに対する第5条の3及び第6条の3の規定の適用については、第5条の3本文中「6月」とあるのは、「0月」とする。</u></p> <p><u>14 当分の間、一般職の職員の給与に関する条例附則第19項又は第21項の規定に</u></p>

改正前	改正後
	<p><u>よる給料を支給される職員の退職手当の計算の基礎となる給料月額は、給料月額とこれらの規定による給料の額との合計額とする。</u></p>

第2条 職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（昭和51年泉南市条例第29号）新旧対照表

改正前	改正後
<p>附 則</p> <p>1 (略)</p> <p>2 この条例の適用日に在職する職員のうち、適用日以後に<u>この条例による改正後の職員の退職手当に関する条例</u>（以下「新条例」という。）第3条から第5条までの規定に該当する退職をし、かつその勤続期間が35年以下である者に対する退職手当の基本額は、<u>当分の間新条例第3条から第5条の3までの規定により計算した額にそれぞれ100分の83.7を乗じて得た額とする。</u></p> <p>3 この条例の適用日に在職する職員のうち、適用日以後に<u>新条例第3条第1項</u>の規定に該当する退職をし、かつその勤続期間が36年以上42年以下である者に対する退職手当の基本額は、<u>当分の間同項又は新条例第5条の2の規定により計算した額に前項に定める割合を乗じて得た額とする。</u></p> <p>4 この条例の適用日に在職する職員のうち、適用日以後に<u>新条例第5条の規定</u>に該当する退職をし、かつその勤続期間が35年を超える者に対する退職手当の基本額は、<u>当分の間その者の勤続期間を35年として附則第2項の規定の例により計算して得られる額とする。</u></p>	<p>附 則</p> <p>1 (略)</p> <p>2 この条例の適用日に在職する職員のうち、適用日以後に<u>職員の退職手当に関する条例第3条から第5条まで又は附則第8項若しくは第9項の規定に該当する退職をし、かつその勤続期間が35年以下である者に対する退職手当の基本額は、当分の間同条例第3条から第5条の3まで及び附則第8項から第14項までの規定により計算した額にそれぞれ100分の83.7を乗じて得た額とする。</u></p> <p>3 この条例の適用日に在職する職員のうち、適用日以後に<u>職員の退職手当に関する条例第3条第1項の規定に該当する退職をし、かつその勤続期間が36年以上42年以下である者に対する退職手当の基本額は、当分の間同項又は同条例第5条の2及び附則第10項の規定により計算した額に前項に定める割合を乗じて得た額とする。</u></p> <p>4 この条例の適用日に在職する職員のうち、適用日以後に<u>職員の退職手当に関する条例第5条又は附則第9項の規定に該当する退職をし、かつその勤続期間が35年を超える者に対する退職手当の基本額は、当分の間その者の勤続期間を35年として附則第4項の規定の例により計算して得られる額とする。</u></p>

第3条 職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（平成15年泉南市条例第41号）新旧対照表

改正前	改正後
<p>(経過措置)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 当分の間、42年を超える期間勤続して退職した者で職員の退職手当に関する条例第3条第1項の規定に該当する退職をしたものに対する退職手当の基本額</p>	<p>(経過措置)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 当分の間、42年を超える期間勤続して退職した者で職員の退職手当に関する条例第3条第1項の規定に該当する退職をしたものに対する退職手当の基本額</p>

改正前	改正後
<p>は、同項の規定にかかわらず、その者が同条例第5条の規定に該当する退職をしたものとし、かつ、その者の勤続期間を35年として同条例附則第4項の規定の例により計算して得られる額とする。</p>	<p>は、同項の規定にかかわらず、その者が同条例第5条の規定に該当する退職をしたものとし、かつ、その者の勤続期間を35年として同条例附則第2項の規定の例により計算して得られる額とする。</p>

第4条 職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（平成18年泉南市条例第2号）新旧対照表

改正前	改正後
<p>(施行期日等) 第1条 (略) 第2条 職員が新制度適用職員（職員であって、その者がこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に退職することによりこの条例による改正後の職員の退職手当に関する条例（以下「新条例」という。）の規定による退職手当の支給を受けることとなる者をいう。以下同じ。）として退職した場合において、その者が施行日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び同日における給料月額を基礎として、この条例による改正前の職員の退職手当に関する条例（以下「旧条例」という。）第3条から第5条の2まで、第6条及び附則第4項から第6項まで、附則第7条の規定による改正前の職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（昭和51年条例第29号。以下この条及び次条において「条例第29号」という。）附則第2項から第4項まで並びに附則第8条の規定による改正前の職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（平成15年条例第41号。以下この条及び次条において「条例第41号」という。）附則第4項の規定により計算した額（当該勤続期間が43年又は44年の者であって、傷病若しくは死亡によらずにその者の都合により又は公務によらない傷病により退職したものにあっては、その者が旧条例第5条の規定に該当する退職をしたものとみなし、かつ、その者の当該勤続期間を35年として旧条例附則第4項の規定の例により計算して得られる額）にそれぞれ100分の83.7（当該勤続期間が20年以上の者（42年以下の者で傷病又は死亡によらずにその者の都合により退職したものと及び37年以上42年以下の者で公務によらない傷病により退職したものを除く。）にあっては、104分の83.7）を乗じて得た額が、新条例第2条の4から第5条の3まで及び第6条から第6条の5まで並びに附則第4項から第6項ま</p>	<p>(施行期日等) 第1条 (略) 第2条 職員が新制度適用職員（職員であって、その者がこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に退職することによりこの条例による改正後の職員の退職手当に関する条例（以下「新条例」という。）の規定による退職手当の支給を受けることとなる者をいう。以下同じ。）として退職した場合において、その者が施行日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び同日における給料月額を基礎として、この条例による改正前の職員の退職手当に関する条例（以下「旧条例」という。）第3条から第5条の2まで、第6条及び附則第4項から第6項まで、附則第7条の規定による改正前の職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（昭和51年条例第29号。以下この条及び次条において「条例第29号」という。）附則第2項から第4項まで並びに附則第8条の規定による改正前の職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（平成15年条例第41号。以下この条及び次条において「条例第41号」という。）附則第4項の規定により計算した額（当該勤続期間が43年又は44年の者であって、傷病若しくは死亡によらずにその者の都合により又は公務によらない傷病により退職したものにあっては、その者が旧条例第5条の規定に該当する退職をしたものとみなし、かつ、その者の当該勤続期間を35年として旧条例附則第4項の規定の例により計算して得られる額）にそれぞれ100分の83.7（当該勤続期間が20年以上の者（42年以下の者で傷病又は死亡によらずにその者の都合により退職したものと及び37年以上42年以下の者で公務によらない傷病により退職したものを除く。）にあっては、104分の83.7）を乗じて得た額が、<u>職員の退職手当に関する条例第2条の4から第5条の3まで及び第6条から第6条の5まで並びに附則</u></p>

改正前	改正後
<p>で、附則第4条、附則第5条、条例第29号附則第2項から第4項まで並びに条例第41号附則第4項の規定により計算した退職手当の額（以下「新条例等退職手当額」という。）よりも多いときは、これらの規定にかかわらず、その多い額をもつてその者に支給すべきこれらの規定による退職手当の額とする。</p>	<p>第4項から第6項まで、附則第4条、附則第5条、条例第29号附則第2項から第4項まで並びに条例第41号附則第4項の規定により計算した退職手当の額（以下「新条例等退職手当額」という。）よりも多いときは、これらの規定にかかわらず、その多い額をもつてその者に支給すべきこれらの規定による退職手当の額とする。</p>

議案第15号補助資料 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例新旧対照表

第1条 職員の分限に関する条例新旧対照表

改正前	改正後
<p>(降任、免職及び休職の手続)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 職員の意に反する降任若しくは免職又は休職の処分は、その旨を記載した書面を当該職員に交付して行わなければならない。</p> <p>附 則 (略)</p>	<p>(降給の事由)</p> <p><u>第1条の3 法第28条第1項各号のいずれかに該当するときは、職員をその意に反して降給することができる。</u></p> <p>(降任、免職、降給及び休職の手続)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 職員の意に反する降任(法第28条の2第1項の規定による降任を除く。)、<u>免職、降給及び休職の処分は、その旨を記載した書面を当該職員に交付して行わなければならない。</u></p> <p>附 則</p> <p><u>1 (略)</u></p> <p><u>2 給与条例附則第17項の規定による措置は、地方公務員法第27条第2項に規定する条例で定める事由による降給とする。</u></p> <p><u>3 第2条第2項の規定は、給与条例附則第17項の規定による措置を行う場合には、適用しない。この場合において、当該措置の適用を受ける職員には、当該措置の適用により給料月額が異動することとなった旨の通知を行うものとする。</u></p>

第2条 職員の懲戒の手続及び効果に関する条例新旧対照表

改正前	改正後
<p>(減給の効果)</p> <p>第3条 減給は、1日以上6月以下の期間、給料月額及びこれに対する地域手当(法第22条の2第1項第1号に掲げる職員にあっては、これらに相当する報酬)の合計額の10分の1以下の額を減じて行うものとする。</p>	<p>(減給の効果)</p> <p>第3条 減給は、1日以上6月以下の期間、<u>その発令の日に受ける給料月額及びこれに対する地域手当(法第22条の2第1項第1号に掲げる職員にあっては、これらに相当する報酬)の合計額の10分の1以下の額を減じて行うものとする。</u>この場合において、その減ずる額が現に受ける給料月額及びこれに対する</p>

改正前	改正後
	<u>地域手当の合計額の10分の1に相当する額を超えるときは、当該額を減ずるものとする。</u>

第3条 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例新旧対照表

改正前	改正後
<p>(職員の派遣)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 法第2条第1項に規定する条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) (略)</p> <p>3 (略)</p>	<p>(職員の派遣)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 法第2条第1項に規定する条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p><u>(5) 職員の定年等に関する条例第9条第1項から第4項までの規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）を延長された管理監督職を占める職員</u></p> <p>(6) (略)</p> <p>3 (略)</p>

第4条 泉南市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例新旧対照表

改正前	改正後
<p>(任命権者の報告事項)</p> <p>第3条 前条の規定による報告は、職員（臨時的に任用された職員及び非常勤職員（地方公務員法第22条の2第1項第2号に掲げる職員、同法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員及び地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律（平成14年法律第48号）第5条の規定により採用された職員を除く。）を除く。以下同じ。）に係る次に掲げる事項について行うものとする。</p> <p>(1)～(11) (略)</p>	<p>(任命権者の報告事項)</p> <p>第3条 前条の規定による報告は、職員（臨時的に任用された職員及び非常勤職員（地方公務員法第22条の2第1項第2号に掲げる職員、同法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員及び地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律（平成14年法律第48号）第5条の規定により採用された職員を除く。）を除く。以下同じ。）に係る次に掲げる事項について行うものとする。</p> <p>(1)～(11) (略)</p>

第5条 職員の勤務時間、休暇等に関する条例新旧対照表

改正前	改正後
<p>(勤務時間)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 法第28条の5第1項又は第28条の6第2項の規定により採用された職員（以下「<u>再任用短時間勤務職員</u>」という。）及び地方公務員の育児休業等に関する法律第18条第1項又は泉南市一般職の任期付職員の採用に関する条例（平成18年泉南市条例第8号）第3条の規定により採用された職員（以下「<u>任期付短時間勤務職員</u>」という。）の勤務時間は、第1項の規定にかかわらず、休憩時間を除き、1週間当たり15時間30分から32時間までの範囲内で、任命権者が定める。</p> <p>4 (略)</p> <p>(週休日及び勤務時間の割振り)</p> <p>第3条 日曜日及び土曜日は、週休日（勤務時間を割り振らない日をいう。以下同じ。）とする。ただし、任命権者は、育児短時間勤務職員等については、必要に応じ、当該育児短時間勤務等の内容に従いこれらの日に加えて月曜日から金曜日までの5日間において週休日を設けるものとし、<u>再任用短時間勤務職員</u>及び<u>任期付短時間勤務職員</u>については、日曜日及び土曜日に加えて月曜日から金曜日までの5日間において週休日を設けることができる。</p> <p>2 任命権者は、月曜日から金曜日までの5日間において、前条の勤務時間を割り振るものとする。ただし、育児短時間勤務職員等については、1週間ごとの期間について、当該育児短時間勤務等の内容に従い1日につき前条の勤務時間を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとし、<u>再任用短時間勤務職員</u>及び<u>任期付短時間勤務職員</u>については、1週間ごとの期間について、1日につき前条の勤務時間を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとする。</p> <p>3 (略)</p> <p>(年次有給休暇)</p> <p>第11条 年次有給休暇は、1年ごとにおける休暇とし、その日数は、1年につき20日（育児短時間勤務職員等、<u>再任用短時間勤務職員</u>及び<u>任期付短時間勤務職員</u>に</p>	<p>(勤務時間)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 法第22条の4第1項又は第22条の5第1項若しくは第2項の規定により採用された職員（以下「<u>定年前提任用短時間勤務職員</u>」という。）及び地方公務員の育児休業等に関する法律第18条第1項又は泉南市一般職の任期付職員の採用に関する条例（平成18年泉南市条例第8号）第3条の規定により採用された職員（以下「<u>任期付短時間勤務職員</u>」という。）の勤務時間は、第1項の規定にかかわらず、休憩時間を除き、1週間当たり15時間30分から32時間までの範囲内で、任命権者が定める。</p> <p>4 (略)</p> <p>(週休日及び勤務時間の割振り)</p> <p>第3条 日曜日及び土曜日は、週休日（勤務時間を割り振らない日をいう。以下同じ。）とする。ただし、任命権者は、育児短時間勤務職員等については、必要に応じ、当該育児短時間勤務等の内容に従いこれらの日に加えて月曜日から金曜日までの5日間において週休日を設けるものとし、<u>定年前提任用短時間勤務職員</u>及び<u>任期付短時間勤務職員</u>については、日曜日及び土曜日に加えて月曜日から金曜日までの5日間において週休日を設けることができる。</p> <p>2 任命権者は、月曜日から金曜日までの5日間において、前条の勤務時間を割り振るものとする。ただし、育児短時間勤務職員等については、1週間ごとの期間について、当該育児短時間勤務等の内容に従い1日につき前条の勤務時間を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとし、<u>定年前提任用短時間勤務職員</u>及び<u>任期付短時間勤務職員</u>については、1週間ごとの期間について、1日につき前条の勤務時間を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとする。</p> <p>3 (略)</p> <p>(年次有給休暇)</p> <p>第11条 年次有給休暇は、1年ごとにおける休暇とし、その日数は、1年につき20日（育児短時間勤務職員等、<u>定年前提任用短時間勤務職員</u>及び<u>任期付短時間勤務</u></p>

改正前	改正後
<p>あつては、その者の勤務時間等を考慮し20日を超えない範囲内で規則で定める日数)とする。ただし、年の中途において新たに職員となった者に対するその年の年次有給休暇の日数は、その年の在職期間を考慮して20日(育児短時間勤務職員等、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員にあつては、本文の規則で定める日数)を超えない範囲内において規則で定める。</p> <p>2・3 (略)</p>	<p>職員にあつては、その者の勤務時間等を考慮し20日を超えない範囲内で規則で定める日数)とする。ただし、年の中途において新たに職員となった者に対するその年の年次有給休暇の日数は、その年の在職期間を考慮して20日(育児短時間勤務職員等、<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>及び任期付短時間勤務職員にあつては、本文の規則で定める日数)を超えない範囲内において規則で定める。</p> <p>2・3 (略)</p>

第6条 職員の育児休業等に関する条例新旧対照表

改正前	改正後
<p>(育児休業をすることができない職員)</p> <p>第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 職員の定年等に関する条例(昭和59年条例第21号)第4条第1項又は第2項の規定により引き続いて勤務している職員</p> <p>(3) (略)</p>	<p>(育児休業をすることができない職員)</p> <p>第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 職員の定年等に関する条例(昭和59年条例第21号。<u>以下「定年条例」という。</u>)第4条第1項又は第2項の規定により引き続いて勤務している職員</p> <p>(3) <u>定年条例第9条の規定により異動期間(同条各項の規定により延長された期間を含む。第10条第3号において同じ。)</u>が延長された管理監督職を占める職員</p> <p>(4) (略)</p>
<p>(育児短時間勤務をすることができない職員)</p> <p>第10条 育児休業法第10条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>職員の定年等に関する条例(昭和59年泉南市条例第21号)</u>第4条第1項又は第2項の規定により引き続いて勤務している職員</p>	<p>(育児短時間勤務をすることができない職員)</p> <p>第10条 育児休業法第10条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>定年条例第4条第1項又は第2項の規定により引き続いて勤務している職員</u></p> <p>(3) <u>定年条例第9条の規定により異動期間が延長された管理監督職を占める職員</u></p>

